

令和6年（2024年）

旭川市議会議案

第1回定例会

令和6年2月20日開会

令和6年 月 日閉会

令和 5 年度旭川市一般会計補正予算について

令和 5 年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和 5 年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和 5 年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和 5 年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和 5 年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和 5 年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算について

令和 5 年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市育英事業特別会計補正予算について

令和5年度旭川市育英事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和5年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和5年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和5年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和5年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和5年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例

旭川市事務分掌条例（昭和27年旭川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条総合政策部の項に次の1号を加える。

(5) 都市間の交流に関する事項

第1条中「観光スポーツ交流部」を「観光スポーツ部」に改め、同条観光スポーツ交流部の項第3号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（旭川市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

2 旭川市スポーツ推進審議会条例（平成30年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「観光スポーツ交流部」を「観光スポーツ部」に改める。

（説 明）

組織改正に伴い、旭川市事務分掌条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書に関するもの
」を

「
届出若しくは申請の受理の証明書，戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容の証明書に関するもの
」に，

「
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に係るもの
」を

「
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容を表示したものに係るもの
」に，

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	450円
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気	1 通につき	750円

ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

」を

戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付（戸籍法第120条の2第1項第1号の請求により当該交付を行う場合を含む。）	1 通につき	450円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び当該発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合を除く。）	1 件につき	400円
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付（戸籍法第120条の2第1項第1号の請求により当該交付を行う場合を含む。）	1 通につき	750円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（電子情報処理組織を使用する方法により行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）及び当該発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。）	1 件につき	700円

」に改め、

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	1 件につき	25,000円
---	----------------------	--------	---------

」を

削り、

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき	27,200円
---	--------	---------

」を

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条	1 件につき	27,200円
-----------------------------	--------	---------

の 1 2 第 6 項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定に基づく建築物の道路内における建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27,200円
建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 6 第 2 号の規定に基づく建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27,200円

」に、

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 2 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 2 条第 1 項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 2 条第 2 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 2 条第 2 項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 4 条第 1 項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 2 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 5 条第 2 項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 3 項各号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 4 条第 3 項各号」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 5 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 1 5 条第 1 項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 5 条第 1 項各号」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 5 条第 1 項各号」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 6 条第 1 項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 6 条第 2 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 6 条第 2 項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 3 項に」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 4 条第 3 項に」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 4 1 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 4 1 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（届出若しくは申請

の受理の証明書又は戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第４８条第２項の書類に記載した事項の証明書に関するものの証明手数料，同項の書類に係るものの閲覧手数料，戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料，戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料，除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料に係る部分に限る。）は，令和６年３月１日から施行する。

（説 明）

戸籍法等の一部改正に伴い，旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市農業振興基金条例の制定について

旭川市農業振興基金条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市農業振興基金条例

(設置)

第1条 農業の振興に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市農業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

旭川市農業振興基金を設置するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例（平成26年旭川市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

第5条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第6条第1項及び第2項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第8条第3項中「第9条」を「次条」に、「その職員又は」を「空地の所有者等に対し、当該空地に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に、「立ち入らせ、」を「立ち入って」に改める。

第10条第2項中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改める。

第11条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第13条第1項中「特定空家等」を「特定空家等、管理不全空家等」に改め、同条第2項及び第3項中「当該特定空家等」を「当該特定空家等、当該管理不全空家等」に改める。

第15条中「，特定空家等」を「，特定空家等，管理不全空家等」に，「当該特定空家等」を「当該特定空家等，当該管理不全空家等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第5条、第6条第1項及び第2項、第10条第2項並びに第11条第1項の規定は、令和5年12月13日から適用する。

(説 明)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正等に伴い、旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正しようとするものである。

損害賠償の額を定めることについて

令和5年11月2日旭川市大雪通2丁目において発生した消防自動車（破壊工作車）による交通事故で損害を与えたために、本市が支払う損害賠償の額を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額 2, 1 0 8, 7 0 7 円

損害賠償の額を定めることについて

令和5年1月24日旭川市末広公民館において発生した物品の点検作業中の事故で損害を与えたために、本市が支払う損害賠償の額を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

損害賠償の額 5, 0 2 0, 0 0 0 円

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので，議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 管理を行わせる公の施設
旭川市緑が丘地域活動センター
- 2 指定管理者
旭川市緑が丘5条3丁目
一般社団法人旭川緑が丘スポーツクラブ
- 3 公の施設の管理を行わせる期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市総合体育館

2 指定管理者

旭川市花咲町5丁目

公益財団法人旭川市スポーツ協会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 都市公園のうち総合公園
- (2) 都市公園のうち運動公園（花咲スポーツ公園，東光スポーツ公園及び石狩川水系緑地（旭橋袂広場，旭橋下流左岸広場，旭橋上流左岸広場，金星橋上流右岸広場，旭橋下流右岸広場，神楽橋上流左岸広場及び近文大橋上流左岸桜づつみに限る。）に限る。）

2 指定管理者

旭川市花咲町3丁目

公益財団法人旭川市公園緑地協会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 都市公園のうち運動公園（石狩川水系緑地（旭川大橋下流右岸広場，忠別橋公園，旭川大橋上流右岸桜つつみ，ツインハーブ橋上流右岸広場，忠別川桜つつみ，両神橋右岸広場，西神楽広場，両神橋右岸桜つつみ，平成大橋下流右岸広場，忠別川左岸並木の一部，忠別橋上流左岸広場の一部，旭川大橋左岸広場，雨紛広場及び両神橋上流左岸広場に限る。）に限る。）
- (2) 都市公園のうち街区公園（宮下通から11条通まで，南1条通から南9条通まで，常盤通，中常盤町，上常盤町，曙各条，曙北各条，宮前各条，2条西から9条西まで，亀吉各条，豊岡各条，東光各条，東旭川南各条，東旭川北各条，工業団地各条，東旭川町，神居町，神居各条，忠和各条，高砂台，台場各条，南が丘，台場東，旭神町，旭神各条，神楽各条，神楽岡各条，緑が丘各条，緑が丘東各条，緑が丘南各条，西御料各条，西神楽北各条，西神楽南各条，西神楽各線，西神楽南及び新開の区域に所在するものに限る。）
- (3) 都市公園のうち近隣公園（(2)に掲げる区域に所在するもの（旭神中央公園及び西神楽公園を除く。）に限る。）
- (4) 都市公園のうち地区公園（(2)に掲げる区域に所在するもの（宮前公園及び東豊公園を除く。）に限る。）
- (5) 都市公園のうち都市緑地（(2)に掲げる区域に所在するもの（北彩都プロムナード緑地，北彩都南6条通緑地，旭川駅南緑地及びカムイの杜公園を除く。）に限る。）

2 指定管理者

旭川市東 5 条 6 丁目

株式会社旭川公園管理センター

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 都市公園のうち運動公園（石狩川水系緑地（金星橋上流左岸広場の一部，金星橋上流左岸桜つつみ，秋月橋左岸広場，秋月橋上流左岸桜つつみ，旭橋上流右岸広場，金星橋下流右岸広場，秋月橋下流右岸広場，花咲大橋上流右岸広場及び北旭川大橋下流右岸広場の一部に限る。）に限る。）
- (2) 都市公園のうち街区公園（字近文各線，旭岡，近文町，緑町，錦町，北門町，旭町各条，大町各条，川端町各条，本町，花咲町，住吉各条，春光町，春光各条，末広東各条，末広各条，春光台各条，東鷹栖東各条，東鷹栖各条，物流団地各条，東鷹栖東1線，東鷹栖各線，東山，緑台，柏木，新星町，パルプ町，パルプ町各条，金星町，東各条，新富各条，秋月各条，永山町，大雪通，流通団地各条，永山各条，永山北各条及び江丹別町の区域に所在するものに限る。）
- (3) 都市公園のうち近隣公園（(2)に掲げる区域に所在するもの（千代の山公園を除く。）に限る。）
- (4) 都市公園のうち地区公園（(2)に掲げる区域に所在するもの（新富公園を除く。）に限る。）
- (5) 都市公園のうち都市緑地（(2)に掲げる区域に所在するもの（永山みず辺緑地及び突哨山を除く。）に限る。）

2 指定管理者

旭川市東5条6丁目

株式会社旭川公園管理センター

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 都市公園のうち近隣公園（千代の山公園及び西神楽公園に限る。）
- (2) 都市公園のうち地区公園（東豊公園及び新富公園に限る。）
- (3) 都市公園のうち特殊公園
- (4) 都市公園のうち都市緑地（オサラッペ川広場に限る。）

2 指定管理者

旭川市花咲町3丁目

公益財団法人旭川市公園緑地協会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

都市公園のうち都市緑地（カムイの杜公園に限る。）

2 指定管理者

旭川市花咲町3丁目

公益財団法人旭川市公園緑地協会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 都市公園のうち運動公園（石狩川水系緑地（忠別広場，旭川大橋上流右岸広場，金星橋上流左岸広場の一部，永山橋左岸広場，永山新川桜づつみ，新橋下流右岸広場，秋月橋上流右岸広場，北旭川大橋下流右岸広場の一部，永山橋下流右岸広場，石狩川右岸並木，平成大橋上流右岸広場，両神橋下流右岸広場及び同緑地パークゴルフ場に限る。）に限る。）
- (2) 都市公園のうち近隣公園（旭神中央公園に限る。）
- (3) 都市公園のうち都市緑地（永山みず辺緑地に限る。）

2 指定管理者

旭川市東鷹栖東2条2丁目

グリーンテックス株式会社

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 管理を行わせる公の施設
都市公園のうち都市緑地（突哨山に限る。）
- 2 指定管理者
旭川市東光13条8丁目
特定非営利活動法人もりねっと北海道
- 3 公の施設の管理を行わせる期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 都市公園のうち運動公園（石狩川水系緑地（神楽橋下流右岸広場，忠別川左岸並木の一部及び忠別橋上流左岸広場の一部に限る。）に限る。）
- (2) 都市公園のうち地区公園（宮前公園に限る。）
- (3) 都市公園のうち都市緑地（北彩都プロムナード緑地，北彩都南6条通緑地及び旭川駅南緑地に限る。）

2 指定管理者

旭川市花咲町3丁目

あさひかわ北彩都ガーデン等グループ共同事業体

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

1 管理を行わせる公の施設

旭川市春光台公民館

2 指定管理者

旭川市春光台3条3丁目

旭川市春光台公民館運営理事会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので，議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 管理を行わせる公の施設
井上靖記念館
- 2 指定管理者
旭川市忠和2条5丁目
特定非営利活動法人旭川文学資料友の会
- 3 公の施設の管理を行わせる期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年度旭川市一般会計予算について

令和6年度旭川市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算について

令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市動物園事業特別会計予算について

令和6年度旭川市動物園事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について

令和6年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市育英事業特別会計予算について

令和6年度旭川市育英事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市介護保険事業特別会計予算について

令和6年度旭川市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算について

令和6年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市水道事業会計予算について

令和6年度旭川市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市下水道事業会計予算について

令和6年度旭川市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

令和6年度旭川市病院事業会計予算について

令和6年度旭川市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第30条中「母子や」を「年齢，発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより，母子それぞれの意見又は意向，母子や」に改める。

第33条中「婦人相談所」を「里親支援センター，女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例
を廃止する条例の制定について

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年旭川市条例第39号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金を廃止するために、旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止しようとするものである。

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び旭川市病院事業
の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び旭川市病院事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び旭川市病院事業
の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年旭川市条例第
30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 旭川市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年旭川市条例第31号）の一部を次
のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(説 明)

地方自治法の一部改正に伴い、旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び
旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例

旭川市火災予防条例（昭和48年旭川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項及び第47条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

消防法施行令の一部改正に伴い、旭川市火災予防条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市消防手数料条例の一部を改正する条例

旭川市消防手数料条例（平成12年旭川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「，手数料」を「，当該手数料」に改め，同条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか，市長は，災害により特に必要と認めたときは，手数料を免除することができる。

別表第1(2)の項中「1，180，000円」を「1，450，000円」に，「1，410，000円」を「1，720，000円」に，「1，590，000円」を「1，920，000円」に，「1，950，000円」を「2，360，000円」に，「2，270，000円」を「2，740，000円」に，「4，550，000円」を「5，640，000円」に，「5，820，000円」を「7，240，000円」に，「7，070，000円」を「8，790，000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。ただし，第7条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市消防手数料条例別表第1の規定は，令和6年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し，同日前の申請に係る手数料については，なお従前の例

による。

（説 明）

手数料の額を改定する等のために、旭川市消防手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市印鑑条例の一部を改正する条例

旭川市印鑑条例（昭和59年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項中「市長が定める」を「規則で定める」に改める。

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が第10条又は第11条に規定する届出を自ら行つた場合であつて、当該届出を行つた者が規則で定める方法により当該印鑑登録者であることを確認したときは、この限りでない。

第15条ただし書中「登録印鑑を提示し、」を「登録印鑑」に、「ときは」を「とき又は旭川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年旭川市条例第48号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して当該申請が行われたときは」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び第14条第2項にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

印鑑登録証明の申請に係る規定を整備する等のために、旭川市印鑑条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年旭川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条第7項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（説 明）

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年旭川市
条例第3号）の一部を次のように改正する。

「第4章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第68条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第69条・第70条） を「第4章 削除」に改め

第3節 設備に関する基準（第71条）

第4節 運営に関する基準（第72条―第78条）」

る。

第2条第1項第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め，同項
第2号及び第10号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改
め，同項第13号中「事業，第68条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を「事業」
に改める。

第3条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業
者」に改める。

第4条ただし書を削る。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号及び」を「及び」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「（第1号を除く。）」、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第7条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「含む。以下この項において同じ」を「含む」に、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に、「場合は、」を「場合は、第2項に規定する設備を除き、」に改める。

第12条ただし書中「にあつては」を「（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては」に改める。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に

関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」を「課題、第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」に改め、同条第5項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条第7項中「に交付」を「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付」に改める。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出し並びに同条第1項及び第3項から第5項まで中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に改める。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第42条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第44条中「は、障害児」を「（治療を行うものを除く。）は、障害児」に改める。

第62条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第68条から第78条まで 削除

第79条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第 8 2 条第 1 項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第 2 項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第 8 8 条第 1 項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第 2 項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第 9 2 条第 2 項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に、「職業訓練又は」を「職業訓練若しくは」に改める。

第 9 8 条中「第 4 項及び第 5 項を除く。）」を「第 6 項及び第 7 項を除く。）」、第 2 7 条の 2 に、「第 4 9 条、第 5 1 条、第 5 2 条」を「第 4 9 条から第 5 2 条まで」に、「第 5 4 条」を「及び第 5 4 条」に、「まで及び第 7 7 条」を「まで」に、「読み替える」を「第 2 8 条第 4 項中「第 2 7 条第 4 項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第 2 7 条第 4 項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第 5 0 条第 1 項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第 1 0 3 条中「第 4 項及び第 5 項」を「第 4 項」に、「第 2 8 条」を「第 2 7 条の 3、第 2 8 条」に、「第 4 9 条、第 5 1 条、第 5 2 条」を「第 4 9 条から第 5 2 条まで」に、「まで、第 7 7 条」を「まで」に、「第 4 2 条中」を「第 2 7 条第 6 項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第 5 号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第 7 項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第 2 8 条第 4 項中「第 2 7 条第 4 項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第 5 項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第 4 2 条中に、「体制」と、」を「体制」と、第 5 0 条第 1 項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、」に改める。

第 1 0 4 条第 1 項中「第 3 項及び第 6 項を除く。）」、第 6 9 条」を「第 4 項及び第 5 項を除く。）」に、「第 4 項」を「第 3 項」に、「同項第 1 号中「指定児童発達支援」とあるのは

「指定通所支援」と、同条第５項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第７項を「同条第６項」に、「同条第８項」を「同条第７項」に、「第６９条第１項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第２項及び第３項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第８項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」」に改める。

第１０６条第１項中「，第７２条及び」を「及び」に改め、同条第２項中「，第７２条及び」を「及び」に，「，指定医療型児童発達支援又は」及び「，指定医療型児童発達支援の事業又は」を「又は」に改め、同条第３項及び第４項中「，第７２条及び」を「及び」に改める。

第１０７条第１項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に，「第６４条，第７８条」を「第６４条」に改め、同条第２項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号。以下「一部改正法」という。）附則第４条第１項の規定により一部改正法第２条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第２１条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第７条の規定にかかわらず、令和９年３月３１日までの間、なお従前の例によることができる。
- ３ 一部改正法附則第４条第１項の規定により新児童福祉法第２１条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の条例第１１条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- ４ この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の旭川市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第７条第４項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第５項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条

例第7条及び第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第7条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における改正後の条例第27条の2（改正後の条例第60条、第64条、第85条、第86条、第90条及び第98条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

（説 明）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成
25年旭川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第151条の4」を「第151条の5」に改める。

第2条第1項第17号中「事業，指定通所支援基準条例第68条に規定する指定医療型児童
発達支援の事業」を「事業」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第8条後段中「重度訪問介護」を「重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業」に改
める。

第26条中第4号を第5号とし，第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1号の次に
次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこと
ができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第27条第2項中「交付」を「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保
護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。
以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の

26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付」に改め、同条第3項中「, 居宅介護計画」を「, 第1項の居宅介護計画の」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第48条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第51条第2項後段中「重度訪問介護」を「重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業」に改める。

第53条第7項中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」を「児童福祉法」に改め、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第61条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第62条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」を「利用者及び指定特定相談支援事業者等」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に、「開催し」を「開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第63条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決

定の支援が行われるよう努めなければならない。

第 8 2 条第 1 項第 2 号及び第 4 項中「又は作業療法士」を「，作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第 8 9 条の 2 第 1 項中「等の関係機関」を「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）第 2 7 条第 2 項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関」に改める。

第 9 7 条中「第 6 3 条」を「第 6 3 条第 1 項」に改める。

第 9 7 条の 4 第 1 号及び第 2 号中「第 1 5 1 条の 3」を「第 1 5 1 条の 4」に改める。

第 1 0 8 条中第 3 項を第 4 項とし，第 2 項を第 3 項とし，第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定短期入所事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第 1 2 2 条中第 3 項を第 4 項とし，第 2 項を第 3 項とし，第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第 1 2 3 条第 2 項中「交付」を「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付」に改める。

第 1 2 5 条中「第 3 0 条」を「第 3 0 条，第 3 1 条第 4 項」に改める。

第 1 4 5 条第 1 項第 1 号及び第 4 項中「又は作業療法士」を「，作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第 1 5 1 条中「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に，「第 6 3 条」を「第 6 3 条第 1 項」に改める。

第 9 章第 5 節中第 1 5 1 条の 4 を第 1 5 1 条の 5 とし，第 1 5 1 条の 3 を第 1 5 1 条の 4 とし，第 1 5 1 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第 1 5 1 条の 3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第 1 3 9 条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第 1 3 9 条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成 9 年法

律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第152条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第138条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第152条中「基準該当障害福祉サービス(」を「基準該当障害福祉サービス(第152条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。)」に改め、同条第1号中「であって」を「又は指定通所リハビリテーション事業者であって」に、「を提供」を「又は指定通所リハビリテーションを提供」に改め、同条第2号中「の面積」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積」に、「の利用者」を「又は指定通所リハビリテーションの利用者」に改め、同条第3号中「の従業者」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者」に、「当該指定通所介護事業所等」を「当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所」に、「の利用者」を「又は指定通所リハビリテーションの利用者」に改める。

第152条の2の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第152条の3 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとす

る。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が，利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第161条及び第174条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第63条」を「第63条第1項」に改める。

第179条第2項中「（昭和35年法律第123号）第44条」を「第44条」に改める。

第187条中「第63条」を「第63条第1項」に改める。

第192条中「第149条」を「第149条，第182条第6項」に、「第63条」を「第63条第1項」に、「第183条第1項」を「第182条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第191条第1項の工賃」と，第183条第1項」に改める。

第196条中「第149条」を「第149条，第182条第6項」に、「第63条」を「第63条第1項」に、「第183条第1項」を「第182条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第195条第1項の工賃」と，第183条第1項」に改める。

第196条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第196条の7中「過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用

させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第１９６条の１４第１項第２号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の㉞又は㉟に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ㉞又は㉟に掲げる数

㉞ 利用者の数が６０以下 １以上

㉟ 利用者の数が６１以上 １に、利用者の数が６０を超えて６０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の㉞又は㉟に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ㉞又は㉟に掲げる数

㉞ 利用者の数が３０以下 １以上

㉟ 利用者の数が３１以上 １に、利用者の数が３０を超えて３０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

第１９６条の１４中第４項を第６項とし、第３項を第５項とし、第２項の次に次の２項を加える。

３ 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第２７号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第２条第３項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第１条第１１号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第３条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第２項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第１項第２号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

４ 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第３９条第３項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第１条第１２号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第４０条において準用する指定地域相談支援基準第３条の規定により

当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第196条の17を次のように改める。

第196条の17 削除

第196条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に、「当該」を「又はテレビ電話装置等を活用して、当該」に改める。

第196条の20中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第196条の6中」を「第196条の6第1項中」に改める。

第197条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「行う」を「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行う」に改める。

第200条の2第3項中「援助を」を「援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第200条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第200条の6に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第200条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第200条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及

び第203条の10において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況を公表している場合には、適用しない。
- 6 指定共同生活援助事業者は、地域住民に対し、提供しているサービス等を明らかにするよう努めなければならない。
- 7 指定共同生活援助事業者は、地域住民との連携の下に非常災害時の避難体制の構築に努めなければならない。
- 8 指定共同生活援助事業者は、本市が行う成年後見制度に関する事業への参加等を通じて成年後見制度に対する理解を深めるとともに、関係機関と連携することにより、必要に応じて成年後見制度を利用するよう努めなければならない。

第202条の4に次の2項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第203条中「第74条、第78条」を「第74条」に改める。

第203条の2中「入浴」を「相談、入浴」に、「食事」を「若しくは食事」に、「の援助」を「の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後

の定着に必要な援助」に改める。

第203条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に、「の援助」を「の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第203条の10を次のように改める。

(地域との連携等)

第203条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況を公表している場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

8 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域住民に対し、提供しているサービス等を明らかにするよう努めなければならない。

9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域住民との連携の下に非常災害時の避難体制の構築に努めなければならない。

10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、本市が行う成年後見制度に関する事業への参加等を通じて成年後見制度に対する理解を深めるとともに、関係機関と連携することにより、必要に応じて成年後見制度を利用するよう努めなければならない。

第203条の11中「第74条、第78条」を「第74条」に改める。

第203条の12中「（第203条の14第1項）を「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第203条の14第1項）に、「食事」を「又は食事」に改める。

第203条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に、「の援助」を「の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第203条の14の見出し中「の員数」を「及び員数」に改める。

第203条の22中「第74条、第78条」を「第74条」に、「第200条の6」を「第200条の7」に改める。

第204条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第69条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び」を「及び」に改め、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所及び」を「及び」に改める。

第208条第1項中「第151条の4」を「第151条の5」に改める。

附則第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第5項及び第6項中「区分省令」を「区分命令」に、「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第51条の改正規定並びに附則第5項及び第6項の改正規定（「区分省令」を「区分命令」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭

旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第２００条の７（改正後の条例第２０３条の２２において準用する場合を含む。）及び第２０３条の１０の規定の適用については，これらの規定中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と，「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し，当該意向を定期的に確認するとともに，法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ，利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は，利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し，一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ，必要な援助を行わなければならない。

第5条第1項第1号イ，エ及びク並びに同項第2号ア，ウ及びキ中「又は作業療法士」を「，作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第26条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第27条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第28条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第27条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」を「利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に、「担当者等」を「担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）」に、「開催し」を「開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第28条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等

により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）

（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前３項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況を公表している場合には、適用しない。
- 6 指定障害者支援施設は、地域住民に対し、提供している施設障害福祉サービス等を明らかにするよう努めなければならない。
- 7 指定障害者支援施設は、地域住民との連携の下に非常災害時の避難体制の構築に努めなければならない。
- 8 指定障害者支援施設は、本市が行う成年後見制度に関する事業への参加等を通じて成年後見制度に対する理解を深めるとともに、関係機関と連携することにより、必要に応じて成年後見制度を利用するよう努めなければならない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第２８条の３ 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第２７条第６項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第７７条第３項各

号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第52条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第59条を次のように改める。

第59条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第28条の2の規定の適用については，同条中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と，「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後の条例第28条の3の規定の適用については，同条中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と，「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

(説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「事業，医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を「事業」に，「同条第4項」を「同条第3項」に，「同条第5項」を「同条第4項」に，「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第17条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第18条第2項中「行い」を「行うとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め，同条第10項中「第7項」を「第8項」に，「第8項」を「第9項」に改め，同項を同条第11項とし，同条中第9項を第10項とし，第8項を第9項とし，同条第7項中「利用者」を「利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者」に改め，同項を同条第8項とし，同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め，同項を同

条第7項とし、同条第5項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に、「開催し」を「開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第40条第1項第3号及び第4項中「又は作業療法士」を「，作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第51条中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第53条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「，作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第55条第1項中「第64条第1項」を「第62条の2」に改める。

第56条及び第61条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第62条の次に次の1条を加える。

(規模)

第62条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第64条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第70条中「第39条まで」を「第37条まで、第39条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第85条及び第88条中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第89条第1項中「，指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第68条に規定する

指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は」を「又は」に改める。

附則第２項中「又は作業療法士」を「，作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附 則

この条例は，令和６年４月１日から施行する。

(説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第12条第1項第2号イ、エ及びク並びに同項第3号ア、ウ及びキ中「又は作業療法士」を

「，作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第19条中第3項を第4項とし，第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

- 2 障害者支援施設は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第20条第2項中「行い」を「行うとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め，同項に後段として次のように加える。

この場合において，サービス管理責任者は，第21条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第20条第10項中「第7項」を「第8項」に，「第8項」を「第9項」に改め，同項を同条第11項とし，同条中第9項を第10項とし，第8項を第9項とし，同条第7項中「利用者」を「利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」に改め，同項を同条第8項とし，同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め，同項を同条第7項とし，同条第5項中「利用者」を「利用者及び当該利用者」に，「担当者等」を「担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）」に，「開催し」を「開催し，当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」に改め，同項を同条第6項とし，同条中第4項を第5項とし，第3項を第4項とし，第2項の次に次の1項を加える。

- 3 アセスメントに当たっては，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に意思決定の支援を行うため，当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第21条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は，業務を行うに当たっては，利用者の自己決定の尊重を原則とした上で，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第21条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第21条の2 障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 障害者支援施設は，施設障害福祉サービスの提供に当たっては，利用者及びその家族，地

域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前３項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況を公表している場合には、適用しない。
- 6 障害者支援施設は、地域住民に対し、提供している施設障害福祉サービス等を明らかにするよう努めなければならない。
- 7 障害者支援施設は、地域住民との連携の下に非常災害時の避難体制の構築に努めなければならない。
- 8 障害者支援施設は、本市が行う成年後見制度に関する事業への参加等を通じて成年後見制度に対する理解を深めるとともに、関係機関と連携することにより、必要に応じて成年後見制度を利用するよう努めなければならない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第２１条の３ 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第２０条第６項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第７７条第３項各

号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第41条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第21条の2の規定の適用については、同条中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後の条例第21条の3の規定の適用については、同条中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

(説 明)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第3号から第5号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第14条第5項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第27条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則と

して受け入れる体制を確保していること。

第27条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第27条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（説 明）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条の3」に改める。

第11条第2項第3号から第5号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第24条の2中「医師」を「医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第25条第2項中「第33条の2」を「第33条の3」に改める。

第29条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において，当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い，入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第29条中第2項を第6項とし，第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは，1年に1回以上，協力医療機関との間で，入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは，入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該入所者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第2章中第33条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第33条の3 特別養護老人ホームは，当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす

る。)を定期的に開催しなければならない。

第42条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第44条中「第33条の2」を「第33条の3」に改める。

第50条中「、第33条及び第33条の2」を「及び第33条から第33条の3まで」に、「から第33条の2」を「から第33条の3」に改める。

第54条中「、第33条の2」を「から第33条の3まで」に、「から第33条の2」を「から第33条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第29条第1項（改正後の条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とし、改正後の条例第33条の3（改正後の条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(説 明)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号から第5号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第13条第4項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第14条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第29条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確

保していること。

- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第30条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第36条第1項中「作成、交付」を「作成」に、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により」を「により」に改める。

附則第6条第5項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定及び第36条の改正規定（「作成、交付」を「作成」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

第30条第3項（改正後の条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（説 明）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(旭川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の4の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条中「うち法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る」を「うち」に改め、同条第1号ア中「費用（一般被保険者に係るものに限る。）」を「費用」に改め、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に、「北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、北海道」を「北海道」に改め、同号カ中「額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」を「額（」に，「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く」を「を除く」に改め、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項，第72条の3の2第1項及び第72

条の３の３第１項の規定による繰入金を除く。）の額

第９条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額」を「の合計額」に改める。

第１０条の見出しを「（基礎賦課額の所得割額）」に改め、同条第１項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第１２条の見出し及び同条第１項中「一般被保険者に係る基礎賦課額」を「基礎賦課額」に改め、同項第２号及び第３号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第１２条の２から第１２条の５までを次のように改める。

第１２条の２から第１２条の５まで 削除

第１２条の５の２を削る。

第１２条の６を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第１２条の６ 第９条の基礎賦課額は、６５万円を超えることができない。

第１２条の６の２の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課総額）」に改め、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に改め、同条第１号中「部分であつて、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を「部分」に改め、同条第２号ア中「附則第２２条」を「附則第７条」に改め、同号イ中「法附則第９条第１項の規定により読み替えられた法」を「法」に改める。

第１２条の６の３の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額）」に改め、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額」を「の合計額」に改める。

第１２条の６の４の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額）」に改め、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第１２条の６の５の見出し及び同条第１項中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」を「後期高齢者支援金等賦課額」に改め、同項第１号から第３号まで中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第１２条の６の６を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第12条の6の6 第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第12条の6の7から第12条の6の10までを削る。

第12条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法」を「法」に改める。

第15条第1項中「若しくは介護納付金賦課被保険者」を「，介護納付金賦課被保険者」に，「，第12条の2，第12条の6の3若しくは第12条の6の6」を「若しくは第12条の6の3」に，「若しくは第12条の8の額又は」を「，第12条の8の額，」に，「に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」を「（同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額，第17条の4第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額，第17条の4第2項第1号（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額又は第17条の5第1項各号若しくは第2項各号（これらの規定を同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め，同条第2項中「第12条の2，第12条の6の3若しくは第12条の6の6の額若しくは第12条の8の額又は」を「第12条の6の3若しくは第12条の8の額，」に，「若しくは同条第3項若しくは第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」を「，第17条の4第1項に定める第12条の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額又は第17条の4第2項第1号若しくは第17条の5第1項各号若しくは第2項各号」に改める。

第17条第1項中「第9条又は第12条の2」を「第9条」に改め，同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め，同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め，同条第3項中「第9条又は第12条の2」を「第9条」に，「第12条の6の3又は第12条の6の6」を「第12条の6の3」に，「22万円」を「24万円」に改め，同条第4項中「第9条又は第12条の2」を「第9条」に改める。

第17条の4第1項及び第2項第1号中「第12条又は第12条の5」を「第12条」に改め，同条第3項中「第12条又は第12条の5」を「第12条」に，「第12条の6の5又は第12条の6の8」を「第12条の6の5」に改める。

第17条の5第1項及び第2項中「第9条又は第12条の2」を「第9条」に改め、同条第3項中「第9条又は第12条の2」を「第9条」に、「第12条の6の3又は第12条の6の6」を「第12条の6の3」に、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「第9条又は第12条の2」を「第9条」に改める。

(旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成30年旭川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4項から第8項までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の旭川市国民健康保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

国民健康保険法等の一部改正等に伴い、旭川市国民健康保険条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市介護保険条例の一部を改正する条例

旭川市介護保険条例（平成12年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「37, 100円」を「33, 800円」に改め、同項第2号中「45, 300円」を「41, 600円」に改め、同項第3号中「54, 200円」を「50, 900円」に改め、同項第6号イ、第7号イ及び第8号イ中「又は第12号イ」を「, 第12号イ, 第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「118, 800円」を「126, 300円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「, 第12号イ, 第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「133, 700円」を「141, 100円」に改め、同号ア中「400万円以上600万円」を「420万円以上520万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「, 第12号イ, 第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号ア中「600万円以上800万円」を「520万円以上620万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「, 次号イ, 第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第12号中「170, 800円」を「163, 400円」に改め、同号ア中「800万円以上1, 000万円」を「620万円以上720万円」に改め、同号イ中「に該当」を「, 次号イ又は第14号イに該当」に改め、同項第13号中「185, 700円」を「222, 800円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号の次に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 170, 800円

ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満である者であり、かつ、前各号のいず

れにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 193, 100円

ア 合計所得金額が820万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「22, 300円」を「21, 200円」に改める。

第5条第3項中「若しくは第12号イ」を「, 第12号イ, 第13号イ若しくは第14号イ」に、「第12号まで」を「第14号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の旭川市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

保険料率を変更する等のために、旭川市介護保険条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等
に関する条例等の一部を改正する条例

(旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第279条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第4号を第6号とし，第3号を第5号とし，第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第45条ただし書及び第51条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第55条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第55条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条ただし書及び第102条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第106条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第114条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第106条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第117条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第135条ただし書及び第151条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第157条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第168条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第168条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第169条第2項第2号から第6号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第176条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第181条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第183条の3中「と、第34条第1項」を「」と、第34条第1項」に改める。

第186条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第192条第1項第2号を削り、同項第3号中「診療所（前号に該当するものを除く。）」を「診療所」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に、「及び入院患者の」を「の」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第193条第1項第2号を削り、同項第3号中「診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を「診療所」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第194条中「病室，」を「病室又は」に、「病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を「病室」に改める。

第196条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第204条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第205条第2項第2号から第6号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第206条中「及び第168条」を「、第168条及び第168条の2」に改める。

第209条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第194条第1項に規定する設備」を「第194条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、a

ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(i) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ii) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(iii) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(i)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット

及び浴室を有しなければならない。

- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(7) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(4) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(7) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第211条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第216条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第217条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第220条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0.9以上」とする。

(1) 第239条において準用する第168条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲

げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第 2 2 1 条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第 2 3 0 条の次に次の 1 条を加える。

（口腔衛生の管理）

第 2 3 0 条の 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 2 3 6 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第二種協定指定医療

機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に，当該利用者の病状が軽快し，退院が可能となった場合においては，再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第238条第2項第2号から第7号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第239条中「及び第161条」を「，第161条及び第168条の2」に改める。

第243条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第249条第2項第2号から第9号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第252条第1項中「介護保険法施行令」を「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」に改める。

第253条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第257条中第6号を第9号とし，第5号を第8号とし，第4号を第5号とし，同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第257条中第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては，利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で，利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに，医師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24

項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第258条第1項中「内容」を「内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」に改め、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。
ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第263条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第264条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第257条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第265条及び第267条中「第109条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第109条第2項」に、「利用」とを「利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」に改める。

第270条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第275条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。
- (6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第275条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第276条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第277条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第275条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第278条中「第109条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第109条第2項」に、「利用」とを「利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」に改める。

第279条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを

いう。)により」を「により」に改める。

第2条 旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第73条中第5号を第7号とし，第4号を第6号とし，第3号を第5号とし，第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第8号とし，同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第7号とし，同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め，同号を同項第6号とし，同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第73条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第3項中「第81条第1項に規定する人員」を「第81条第1項から第3項までに規定する人員」に，「，第1項」を「，前3項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については，旭川市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第34号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は旭川市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年旭川市条例第9号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第86条中第5号を第7号とし，第4号を第6号とし，第3号を第5号とし，第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては，当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束等を行ってはなら

ない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第87条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第89条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第86条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第96条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第98条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第96条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第139条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第142条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第143条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第147条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定す

る」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第142条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第193条第1項第1号中「旭川市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第34号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年旭川市条例第9号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（経過措置）

- 2 施行日から令和9年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3項（改正後の条例第92条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第40条の2（改正後の条例第99条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第32条の2（改正後の条例第99条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とし、改正後の条例第97条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を決めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第9条、第183条の3及び第279条の改正規定は公布の日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の旭川市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第34条第3項（改正後の条例第43条の3、第48条、第60条、第64条、第80条、第90条、第99条、第115条、第117条、第137条、第148条、第170条（改正後の条例第183条において準用する場合を含む。）、第183条の3、第190条、第206条（改正後の条例第218条において準用する場合を含む。）、第239条及び第250条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とし、改正後の条例第157条第6項（改正後の条例第183条の3及び第190条において準用する場合を含む。）、第176条第8項、第196条第6項及び第211条第8項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第263条第3項（改正後の条例第267条及び第278条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の条例第168条の2（改正後の条例第183条、第183条の3、第190条、第206条（改正後の条例第218条において準用する場合を含む。）及び第239条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とし、改正後の条例第230条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(説 明)

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い，旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の
基準等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成
25年旭川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第17条の12」を「第64条第1号ハ」に改める。

第7条第5項第5号中「第67条」を「第67条第1項」に改め、同項中第11号を削り、
第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法に
より一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電
子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録
であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第207条第1項において
同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用
者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用

者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第27条第11項」を「第27条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第49条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第50条ただし書中「同一敷地内の他の」を「他の」に改める。

第53条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第53条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の4ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第61条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の20第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第61条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の21の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第61条の25第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第61条の31中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の38第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第7号を第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第61条の31第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第64条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第67条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第68条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第72条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第73条第1項中「この条及び次条」を「この条」に改める。

第82条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第72条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第85条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は」を「又は」に改める。

第86条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「及び」を「、第196条第3項及び」に改める。

第95条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第109条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第109条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第110条第2項第3号から第7号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第114条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「他の事業所、施設等」に改める。

第124条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該」を「当該」に改める。

第128条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第130条第2項第2号から第6号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第131条中「第61条の17第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の18第1項から」を「第61条の18第1項から」に、「並びに第107条」を「、第107条並びに第109条の2」に改める。

第133条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

- (1) 第152条において準用する第109条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第134条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第150条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第151条第2項第2号から第7号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第152条中「第61条の17第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の18第1項から」を「第61条の18第1項から」に、「並びに第102条」を「、第102条並びに第109条の2」に改める。

第155条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に、「限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を「限る。）」に改める。

第156条第1項第6号中「医療法」を「医療法（昭和23年法律第205号）」に改める。

第169条の2中「医師」を「医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第170条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第171条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第176条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第176条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の

病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第180条第2項第2号から第6号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第181条中「第61条の16並びに」を「第61条の16，」に，「第6項」を「第6項並びに第109条の2」に改める。

第191条中第5項を第6項とし，第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は，ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第193条中「第6項」を「第6項，第109条の2」に改める。

第195条第7項中第4号を削り，第5号を第4号とする。

第196条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所，施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる」を「他の事業所，」に改める。

第201条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において，又はサービスの拠点に通わせ，若しくは短期間宿泊させ，日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め，同条中第11号を第12号とし，第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ，第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第205条第2項第3号及び第6号から第9号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第206条中「及び第109条」を「，第109条及び第109条の2」に改める。

第207条第1項中「（電子的方式，磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により」を「により」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし，第10条の改正規定，第131条の改正規定（「並びに第107条」を「，第107条並びに第109条の2」に改める部分を除く。），第152条の改正規定（「並びに第102条」を「，第102条並びに第109条の2」に改める部分を除く。）及び第207条の改正規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第35条第3項（改正後の条例第61条，第61条の21，第61条の21の3，第61条の39，第83条，第111条，第131条，第152条，第181条，第193条及び第206条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは，「削除」とし，改正後の条例第95条第7号及び第201条第7号の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の条例第109条の2（改正後の条例第131条，第152条，第181条，第193条及び第206条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同条中「しなければ」とあるのは，「するよう努め

なければ」とし、改正後の条例第１７６条第１項（改正後の条例第１９３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（説 明）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、旭川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成27年旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」を「地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）」に改める。

第5条第2項中「数が35」を「数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利

用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第7条第2項中「あらかじめ」を「あらかじめ、利用者又はその家族に対し」に、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等」を「等」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第13号の2中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同条第14号ア中「1回、利用者の居宅を訪問し」を「1回」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(イ) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(ii) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第26号中「基づき、」を「基づき、地域包括支援センターの設置者である」に改める。

第25条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第36条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することがで

きない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により」を「により」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 7 条第 4 項第 2 号及び第 3 6 条の改正規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 5 条第 3 項（改正後の条例第 3 5 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同項中「指定居宅介護支援事業者は，原則として，重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは，「削除」とする。

（説 明）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第57条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第25条の2中「医師」を「医師及び協力医療機関の協力を得て，当該医師及び当該協力医療機関」に改め，同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は，前項の医師及び協力医療機関の協力を得て，1年に1回以上，緊急時等における対応方法の見直しを行い，必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第35条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め，同条第1項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は，入所者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，次の各号に

掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第３５条中第２項を第６項とし、第１項の次に次の４項を加える。

- ２ 指定介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- ３ 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- ４ 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- ５ 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第３６条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

- ３ 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない

い。

第42条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第42条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第44条第2項第2号から第6号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第54条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第57条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により」を「により」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条及び第57条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

第36条第3項（改正後の条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の条例第35条第1項（改正後の条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかねば」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とし、改正後の条例第42条の

3（改正後の条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（説 明）

指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定
介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準
等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定
介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準
等に関する条例等の一部を改正する条例

（旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正）

第1条 旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サー
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年旭川
市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第51条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第52条の2第2項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる
方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的
記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作
られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第269条第
1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第56条の4第1項中「重要事項を」を「重要事項（以下この条において単に「重要事

項」という。)を」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第57条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1項を加える。

(2) 第60条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第62条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第88条第1号中「第5条」を「第5条第1項」に、「担当職員」を「担当職員、同条第2項に規定する介護支援専門員」に改める。

第133条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第139条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第142条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に、「担当職員」を「担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員」に、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第143条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第143条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第144条第2項第2号から第6号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第160条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第170条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第176条第1項第2号を削り、同項第3号中「診療所(前号に該当するものを除く。)」を「診療所」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に、「及び入院患者の」を「の」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

第177条第1項第2号を削り、同項第3号中「診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を「診療所」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第178条中「、診療所」を「又は診療所」に、「病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を「病室」に改める。

第180条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第182条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第183条第2項第2号から第6号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第184条中「及び第143条」を「、第143条及び第143条の2」に改める。

第194条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第209条第1項に規定する設備」を「第209条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に

近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるこ

ととする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第197条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第198条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第206条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1以上」とあるのは、「0. 9以上」とする。

(1) 第220条において準用する第143条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」

という。)の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第207条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第213条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第213条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第217条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第219条第2項第2号から第7号までの中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第220条中「第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）」を「第56条の8まで、第56条の10から第56条の11まで」に、「及び第142条の2」を「第142条の2及び第143条の2」に、「第56条の2の2第2項、」を「第56条の2の2第2項、第56条の4第1項並びに」に、「並びに第56条の4第1項中」を「中」に、「同項」を「第56条の4第1項」に改める。

第231条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第236条第2項第2号から第9号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第237条中「第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）」を「第56条の8まで、第56条の10から第56条の11まで」に、「第214条まで」を「第213条まで、第214条」に改める。

第241条第1項中「介護保険法施行令」を「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」に改める。

第242条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第249条第1項中「重要事項を」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第250条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に

規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第253条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第253条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第253条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第254条第1項中「期間」を「期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」に改め、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第259条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第264条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2

号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第267条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第267条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

- (7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第267条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第268条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第269条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により」を「により」に改める。

第2条 旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第75条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第78条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第78条第15号中「及び第10号」を「、第9号及び第12号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第81条第3項中「第82条第1項に規定する人員」を「第82条第1項から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、旭川市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成25年旭川市条例第34号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年旭川市条例第9号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第85条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規

定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第88条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第88条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第88条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第94条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第97条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第97条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同条第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状

況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第120条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第125条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第128条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第128条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9

号とし、同号の次に次の２号を加える。

- (10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第１２８条第７号を同条第８号とし、同条第６号中「第５号」を「第６号」に改め、同号を同条第７号とし、同条中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

- (5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第１７７条第１項第１号中「旭川市介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２５年旭川市条例第３４号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第４号中「旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成３０年旭川市条例第９号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条 旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和３年旭川市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項を次のように改める。

（経過措置）

- ２ 施行日から令和９年３月３１日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第３項（改正後の条例第９０条第１項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第５６条の１０の２（改正後の条例第９５条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなけれ

ば」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第56条の2の2（改正後の条例第95条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とし、改正後の条例第93条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例第52条の2及び第269条の改正規定は公布の日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第56条の4第3項（改正後の条例第64条、第76条、第86条、第95条、第126条、第145条（改正後の条例第162条において準用する場合を含む。）、第167条の3、第174条、第184条（改正後の条例第199条において準用する場合を含む。）、第220条及び第237条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とし、改正後の条例第139条第3項（改正後の条例第162条、第167条の3及び第174条において準用する場合を含む。）及び第180条第3項（改正後の条例第199条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の条例第249条第3項（改正後の条例第256条及び第265条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原

則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の条例第143条の2（改正後の条例第162条，第167条の3，第174条，第184条（改正後の条例第199条において準用する場合を含む。）及び第220条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，同条中「しなければ」とあるのは，「するよう努めなければ」とし，改正後の条例第213条の2の規定の適用については，同条中「行わなければ」とあるのは，「行うよう努めなければ」とする。

（説 明）

指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正に伴い，旭川市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第8条第4項中「当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長」を「市長」に改める。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第93条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第34条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第44条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第46条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は」を「又は」に改める。

第47条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄に掲げる施設等の職務，同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が，指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）），指定訪問介護事業者（旭川市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年旭川市条例第29号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第66条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，一体的な運営を行っている場合には，これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所，施設等の職務」に改める。

第55条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め，同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第65条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第65条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は，当該指定介護予防小規模多機

能型居宅介護事業所における業務の効率化，介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため，当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第 6 6 条第 2 項第 3 号から第 7 号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 7 4 条第 1 項ただし書中「同一敷地内の他の」を「他の」に，「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の」を「の」に改める。

第 8 1 条ただし書中「これらの事業所，施設等が同一敷地内にあること等により当該」を「当該」に改める。

第 8 5 条中第 3 項を第 8 項とし，第 2 項を第 7 項とし，第 1 項の次に次の 5 項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては，次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を，常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，1 年に 1 回以上，協力医療機関との間で，利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに，協力医療機関の名称等を，市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第87条第2項第2号から第6号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第88条中「及び第63条」を「、第63条及び第65条の2」に、「第27条、第29条の2第2項」を「第27条第2項」に改める。

第93条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により」を「により」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条及び第12条の改正規定、第88条の改正規定（「第27条、第29条の2第2項」を「第27条第2項」に改める部分に限る。）並びに第93条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第34条第3項（改正後の条例第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とし、改正後の条例第55条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の条例第65条の2（改正後の条例第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(説 明)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正等に伴い，旭川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防
のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防
のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成27年旭川市条例第27号）の一部
を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予
防支援事業者」に，「事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を「事業所」に
改め，同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は，当該指定に係る事業所ごとに
1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければ
ならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予
防支援事業所」という。）」に改め，同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援セン
ターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め，同条に次の2
項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」を「あらかじめ、利用者又はその家族に対し」に改め、同条第3項中「の氏名」を「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）の氏名」に改め、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第38条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」を「規定（第35条第29号の規定を除く。）」に改める。

第24条第1項中「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第35条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第35条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第16号ア中「1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を「1回」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」を「月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(4) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第35条に次の1号を加える。

- (29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第38条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により」を「により」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項第2号及び第38条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第3項（改正後の条例第37条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

(説 明)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、旭川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（令和3年旭川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項及び第2項中「第15条第1項」を「前条第1項」に改める。

第17条中「第16条第1項」を「前条第1項」に改める。

第27条第3項中「第15条第1項」を「法第25条第5項の規定による立入検査，第15条第1項」に改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。ただし，第16条及び第17条の改正規定は，公布の日から施行する。

（説 明）

動物愛護管理員及び動物愛護指導員に係る規定を整備する等のために，旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例

旭川市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成25年
旭川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項第3号中「介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年
法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同
法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設
の場合に限る。）又は栄養士若しくは」を「栄養士又は」に改める。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法によ
り一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子
的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で
あって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同
じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第35条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め，同条第1項中「協力病院」を「次の各
号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては，病院

に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第35条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第36条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第41条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第43条第2項第2号から第7号まで中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第56条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により」を「により」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条及び第56条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第36条第3項（改正後の条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間における改正後の条例第35条第1項（改正後の条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかねば」とあるのは、「定めておくよう努めねば」とし、改正後の条例第41条の3（改正後の条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条

中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（説 明）

介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準
に関する条例を廃止する条例の制定について

旭川市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例を
次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準
に関する条例を廃止する条例

旭川市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成25年旭川
市条例第35号）は，廃止する。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

介護保険法の一部改正等に伴い，旭川市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基
準に関する条例を廃止しようとするものである。

旭川市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年旭川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「他の」に改める。

第35条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め，同条第1項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては，病院に限る。）」に改め，同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし，複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を，常

時確保していること。

(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第35条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第36条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に、「重要事項」を「重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第41条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員

会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第 5 3 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 5 6 条第 1 項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により」を「により」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 7 条及び第 5 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間におけるこの条例による改正後の旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 6 条第 3 項（改正後の条例第 5 5 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。
- 3 施行日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の条例第 3 5 条第 1 項（改正後の条例第 5 5 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とし、改正後の条例第 4 1 条の 3（改正後の条例第 5 5 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（説 明）

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

旭川市建築基準法施行条例（昭和44年旭川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第1項中「建築主事」を「建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）」に改める。

第2条の5第1項中第27号を第28号とし、第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

ρ 令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定

第2条の6及び第2条の7中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第35条第1項中「主要構造部は耐火構造」を「特定主要構造部にあつては耐火構造、特定主要構造部以外の主要構造部にあつては1時間準耐火構造」に改める。

第61条の2第1項中「第108条の3第3項」を「第108条の4第3項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第2項中「第108条の3第4項」を「第108条の4第4項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第61条の3中「第128条の6第1項」を「第128条の7第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(説 明)

建築基準法等の一部改正に伴い、旭川市建築基準法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例

旭川市道路占用料条例（昭和36年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「

円 5 1 0
7 9 0
1, 1 0 0
4 6 0
7 3 0
1, 0 0 0
4 6

」を「

円 5 7 0
8 7 0
1, 2 0 0
5 1 0
8 1 0
1, 1 0 0
5 1

」に、

「

4 5 0
2 7 0
9 1 0
3 8 0
1, 9 0 0

」
「

4 9 0
3 0 0
1, 0 0 0
4 2 0
1, 8 0 0

」

9 1 0
1 9
2 7
4 1
5 5
8 2
1 1 0
1 9 0
2 7 0
5 5 0
9 1 0
9 3 0
5 6 0
9 1 0
1 9
1 9 0
1 9 0
1, 9 0 0
1, 3 3 0
6 6 5
7 3 0

1, 0 0 0
2 1
3 0
4 5
6 1
9 1
1 2 0
2 1 0
3 0 0
6 1 0
1, 0 0 0
9 0 0
5 4 0
1, 0 0 0
1 8
1 8 0
1 8 0
1, 8 0 0
1, 2 6 0
6 3 0
8 1 0

1 9
1 9 0

」を

1 8
1 8 0

」に，

「

1 9 0
9 1

」を

「

1 8 0
1 0 0

」に改める。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は，令和6年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し，同日前の占用に係る占用料については，なお従前の例による。
- 3 令和6年4月1日前から引き続き占用している占用物件であって，その占用期間が1年未満であるものの占用料については，前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。

（説 明）

占用料の額を改定するために，旭川市道路占用料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市水道事業等給水条例の一部を改正する条例

旭川市水道事業等給水条例（昭和33年旭川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第11条第1項中「その他，」を「その他」に改める。

第31条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

水道法の一部改正等に伴い、旭川市水道事業等給水条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第35条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項を「第13条第2項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」を「第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1号に」を「「同号に」に、「法第19条第1号又は」を「「同条第1号又は」に、

「第 13 条第 2 項」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第 13 条第 2 項」に改める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例

旭川市地域保育所条例（昭和46年旭川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	旭川市立雨紛保育所	旭川市神居町雨紛	」
			を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

旭川市立雨紛保育所を廃止するために、旭川市地域保育所条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例

旭川市愛育センター条例（昭和56年旭川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

児童福祉法の一部改正に伴い、旭川市愛育センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正する条例

旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例（平成31年旭川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2号中「委員会」を「旭川市教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第6号中「委員会」を「市長」に改める。

第8条中「委員会の事務局」を「いじめ防止対策推進部」に改める。

第15条中「第9条中」を「第8条中「いじめ防止対策推進部」とあるのは「委員会の事務局」と、第9条中」に改める。

第21条中「委員会の事務局」を「いじめ防止対策推進部」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の規定により委員に任命又は委嘱されている者は、この条例による改正後の旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の規定により委員に任命又は委嘱された者とみなす。この場合において、

委員の任期については，なお従前の例による。

（説 明）

旭川市いじめ防止等連絡協議会の組織等に係る規定を整備するために，旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の一部を改正しようとするものである。

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和6年4月1日 |
| 3 契約金額 | 12,000,000円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所 ●●●●●●●●●●
氏名 前 田 敬 洋
資格 公認会計士 |

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整 理 番 号				路 線 名	起 終 点 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
8 E	2	158	3 9	春光5条8丁目7号線	春光5条8丁目178番地先 春光5条8丁目179番地の1地先

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整 理 番 号				路 線 名	起 終 点 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
8 E	2	158	3 9	春光5条8丁目7号線	春光5条8丁目367番地の20地先 春光5条8丁目181番地先
8 E	4	5 1	6	西神楽北1・2条間1 丁目2号線	西神楽北2条1丁目133番地の15 地先 西神楽北1条1丁目138番地の74 地先
8 E	4	5 1	7	西神楽北1条1丁目1 号線	西神楽北1条1丁目138番地の53 地先 西神楽北1条1丁目138番地の50 地先

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第2項の規定により報告する。

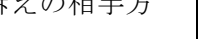
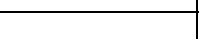
令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合 (%)
1	208,967	令和6年1月19日	令和5年11月2日 旭川市大雪通2丁目	市 100
2	478,632	令和6年1月29日	令和5年12月9日 旭川市緑町25丁目	市 100

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

旭川市長 今 津 寛 介

訴えの相手方	請 求 の 趣 旨	専決処分 年 月 日
  	相手方●●●●は、●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●を明け渡せ。 相手方らは、令和5年12月25日現在、滞納している家賃金359,070円及び明渡し期限の翌日から明渡し済みまでの損害金を支払え。 訴訟費用は、相手方らの負担とする。 との判決並びに仮執行の宣言を求める。	令和6年 1月24日

専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	（仮称）旭川 市リサイクル セ ン タ ー （B）新築工 事	変更前 7 1 7, 1 9 3, 7 1 7 変更後 7 1 8, 1 9 1, 1 7 4	令和6年 1月16日	報告第5号専決処分の報告について （令和5年10月10日） 議案第47号契約の締結について （令和5年3月24日）
2	（仮称）旭川 市リサイクル センター新築 機械設備工事	変更前 2 4 3, 0 4 6, 8 8 6 変更後 2 4 3, 4 0 3, 6 1 3	令和6年 1月16日	報告第5号専決処分の報告について （令和5年10月10日） 議案第48号契約の締結について （令和5年3月24日）



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月12日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	（仮称）旭川 市リサイクル セ ン タ ー （A）新築工 事	変更前 7 2 8 , 2 0 0 , 0 0 0 変更後 7 4 1 , 7 5 1 , 5 8 5	令和5年 8 月 3 日	議案第46号契約の締結 について （令和5年3月24日）
2	（仮称）旭川 市リサイクル セ ン タ ー （B）新築工 事	変更前 7 0 6 , 2 0 0 , 0 0 0 変更後 7 1 7 , 1 9 3 , 7 1 7	令和5年 8 月 3 日	議案第47号契約の締結 について （令和5年3月24日）
3	（仮称）旭川 市リサイクル センター新築 機械設備工事	変更前 2 3 8 , 3 1 5 , 0 0 0 変更後 2 4 3 , 0 4 6 , 8 8 6	令和5年 8 月 3 日	議案第48号契約の締結 について （令和5年3月24日）
4	（仮称）旭川 市リサイクル センター新築 電気設備工事	変更前 2 0 0 , 2 0 0 , 0 0 0 変更後 2 0 2 , 8 7 7 , 7 5 9	令和5年 8 月 3 日	議案第49号契約の締結 について （令和5年3月24日）
5	（仮称）旭川 市リサイクル センター新築 資源物中間処 理設備工事	変更前 5 9 7 , 3 0 0 , 0 0 0 変更後 5 9 7 , 9 6 9 , 6 3 0	令和5年 8 月 3 日	議案第50号契約の締結 について （令和5年3月24日）

6	総合庁舎建替 (A) 新築工 事	変更前 6, 0 4 2, 9 4 3, 7 8 7 変更後 6, 0 4 2, 8 5 0, 6 6 8	令和5年 8月8日	議案第47号変更契約の 締結について (令和5年6月30日) 報告第3号専決処分の報 告について (令和5年5月23日) 議案第37号変更契約の 締結について (令和4年12月16日) 報告第3号専決処分の報 告について (令和3年2月25日) 報告第8号専決処分の報 告について (令和2年6月25日) 議案第70号契約の締結 について (令和2年3月26日)
---	------------------------	--	--------------	--



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター (B) 新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 706,200,000円 |
| 3 契約の相手方 | 廣野・畠山・菅原共同企業体
株式会社廣野組
畠山建設株式会社
株式会社菅原組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 (条件付き) |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月20日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 旭川市リサイクルセンター新築機械設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 238,315,000円 |
| 3 契約の相手方 | 弘友・鹿取永井・丸信共同企業体
弘友設備工業株式会社
鹿取永井工業株式会社
丸信衛生工業株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 (条件付き) |